

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下同じ。）を実施する事業所（以下「事業所」という。）に対して、共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的として交付する岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業所)

第2条 補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること。
- (2) 事業所の所在地が愛知県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (3) 共同生活住居の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が9人以下であること。
- (4) 法第19条第1項により福祉事務所長が支給決定をした者が利用している事業所であること。
- (5) 事業所を運営する法人が社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人であること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業所が次に掲げる日（以下「対象休日等」という。）におい

て共同生活援助を実施する事業とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。）（共同生活援助利用者（以下「利用者」という。）が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。）

(2) 利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービス事業所又は利用者が就労する事業所の休業日
(補助基準額等)

第4条 補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付決定(却下)通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更申請の手続)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後に申請の内容を変更する場合は、岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金事業実績報告書（様式第4）を、補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌

年度の4月30日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金額確定通知書(様式第5)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付請求書(様式第6。以下「請求書」という。)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(補助金調書の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から

適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	<p>利用者（福祉事務所長が法第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき2,290円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>	<p>利用者（福祉事務所長が法第19条第1項により支給決定をした者）</p> <p>1人1日につき1,297円</p> <p>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>
補助対象日数	<p>障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数。ただし、利用月ごとに当該月の土日休日の数を上限とする。</p>	
補助対象経費	<p>補助事業の実施に要する経費（給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）</p>	
補助交付額の算定方法	<p>補助事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。</p>	

様式第1（第5条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（抄本）
- (4) その他参考となる資料

別紙1 補助金所要額調書

事業所名

区分	共同生活住居の名称	総事業費※ A	寄附金その他の収入額 B	対象経費支出額 C=A-B	補助対象 日数 D	補助基準額 E	補助金交付基準額 (D×E) F	補助所要額(C,F のいずれか少ない額) G
障害支援区分4～6								
	小計							
障害支援区分3以下								
	小計							
合計								

※総事業費は、補助対象日にかかる経費（年間経費を按分等して算出すること。）を記載すること。

別紙 2

事業計画書

事業所名

共同生活 住居の名称	障害支援区分 4～6			障害支援区分 3 以下		
	利用予定 者氏名※	利用予定 期間	土日休日 等利用日 数	利用予定 者氏名※	利用予定 期間	土日休日 等利用日 数
合計						

※ 利用予定者氏名が確定していない場合は未定として記入のこと。

様式第2(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました障がい者共同生活援助事業費補助金の交付について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 却下理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号の交付決定について、内容を
下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 今回追加（減額）申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書（変更）（別紙1）
 - (2) 事業計画書（別紙2）
 - (3) 歳入歳出予算書（抄本）
 - (4) その他参考となる資料

別紙1 補助金所要額調書（変更）

事業所名

区分	共同生活住居の 名称	変更の内容						補助所要額 (C,Fのいずれか少ない額) G	既交付決定額 H	変更交付申請額 (H-G) I
		総事業費※ A	寄附金その他の収入額 B	対象経費支出額 C=A-B	補助対象日数 D	補助基準額 E	補助金交付基準額 (D×E) F			
障害支援区分4～6										
	小計									
障害支援区分3以下										
	小計									
合計										

※総事業費は、補助対象日にかかる経費（年間経費を按分等して算出すること。）を記載すること。

別紙 2

事業計画書

事業所名

共同生活 住居の名称	障害支援区分 4～6			障害支援区分 3 以下		
	利用予定 者氏名※	利用予定 期間	土日休日 等利用日 数	利用予定 者氏名※	利用予定 期間	土日休日 等利用日 数
合計						

※ 利用予定者氏名が確定していない場合は未定として記入のこと。

様式第4（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金事業実績報告書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金算出調書（別紙1）
- 2 事業実績調書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算見込書
- 4 その他参考となる資料

別紙1 補助金算出調書

事業所名

区分	共同生活住居の名称	総事業費※ A	寄附金その他の収入額 B	対象経費支出額 C=A-B	補助対象日数 D	補助基準額 E	補助金交付基準額 (D×E) F	補助金算出額 (C,Fのいずれか少ない額) G	既交付決定額 H	差引過不足額 (H-G) I
障害支援区分4～6										
	小計									
障害支援区分3以下										
	小計									
合計										

※総事業費は、補助対象日にかかる経費（年間経費を按分等して算出すること。）を記載すること。

別紙 2

事業実績調書

事業所名

共同生活 住居の名称	障害支援区分 4～6			障害支援区分 3 以下		
	利用者氏名	利用期間	土日休日等利用日数	利用者氏名	利用期間	土日休日等利用日数
合計						

様式第5(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました障がい者共同生活援助事業費補助金の交付について、次のとおり金額を確定します。

補助金確定額 金 円

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6（第11条関係）

岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

法人の所在地

法人の名称

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で決定を受けた岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金につきまして、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			